

平成 31 年度 (2019 年度)

神 戸 大 学 大 学 院

国際文化学研究科博士課程前期課程

学 生 募 集 要 項

神 戸 大 学

目 次

博士課程前期課程

はじめに

1. 募集人員	1
2. 出願資格	2
3. 出願期間	4
4. 出願方法	5
5. 入試方法, 試験期日及び試験場	7
6. 受験及び修学上特別な配慮を必要とする者の事前相談	7
7. 合格者発表	7
8. 入学手続	7
9. 個人情報の取扱いについて	8
10. 長期履修学生制度	8
11. 注意事項	8
12. 筆記試験・口述試験・試験時間等	9
13. 平成 31 年度の入試配点	12
14. 参考 (1) 志願者数等の状況	12
(2) 過去の試験問題の閲覧・複写について	12
麻しん (はしか), 風しんの感染予防措置	13

担当教員一覧

はじめに

(1) 国際文化学研究科が求める学生像

国際文化学研究科では、高い異文化理解能力と自在なコミュニケーション能力を有し、豊かな学識と創造的な研究能力を備えた人材を養成することを目指しています。

上記の教育研究上の目標をふまえ、本研究科が求めるのは次のような学生です。

前期課程

- ・文化を複合体として捉え、異文化間の関係性を多角的に探究することに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生
- ・言語情報コミュニケーションの動態を深く理解し、現代のグローバル社会の諸課題に取り組むことに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生
- ・高い専門性の上に立った学際的研究を行うことに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生

後期課程

- ・複合体としての文化の構造と動態を究明し、文化研究の先端的な領域を主体的に開拓することに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生
- ・言語情報コミュニケーションの諸問題を探求し、グローバル化する現代世界を多角的に研究することに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生
- ・高度な専門性の上に立った領域横断的な研究を行うことに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生

以上のような学生像にもとづいて、本研究科の入学試験は実施されます。

(2) 博士課程前期課程の教育プログラムについて

博士課程前期課程には研究者養成型プログラムとキャリアアップ型プログラムがあります。

一般入試及び社会人特別入試志願者は、入学願書提出に際して、研究者養成型プログラム又はキャリアアップ型プログラムのいずれかを選択します。

ただし、外国籍学生特別入試志願者は、入学後に、研究者養成型プログラム又はキャリアアップ型プログラムのいずれかを選択します。

研究者養成型プログラム

前期課程修了後、後期課程入試を経て、後期課程への進学を希望する学生に対応した教育プログラムです。研究者や高度専門家の養成を目指したカリキュラムが提供されています。高度専門演習を中心とした所定単位の修得と修士論文又は修士フォリオの提出が修了要件になります。

キャリアアップ型プログラム

前期課程修了後、就職を希望する学生に対応した教育プログラムです。幅広い専門的知識と実践的な応用能力の修得によって、キャリアの高度化を目指します。特殊講義とアカデミックスキル科目を中心とした所定単位の修得と、キャリアデザインに即した修了研究レポートの提出によって、修士号が取得できます。

(3) 教育方法の特例（夜間及び土・日曜日開講等）の実施

本研究科は、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例（有職者の所属先における勤務条件、通学に要する時間等を考慮し、授業時間を、通常の授業時間帯及び通常の授業時間帯以外の特定の時間又は時期に設けます。）を実施します。

1. 募集人員

専攻	領域	コース	募集人員
文化相関	地域文化系	日本学	18人
		アジア・太平洋文化論	
		ヨーロッパ・アメリカ文化論	
	異文化コミュニケーション系	文化人類学	
		比較文明・比較文化論	
		国際関係・比較政治論	
グローバル文化	現代文化システム系	モダニティ論	29人
		先端社会論	
		芸術文化論	
	言語情報コミュニケーション系	言語コミュニケーション	
		感性コミュニケーション	
		情報コミュニケーション	
	外国語教育系	外国語教育システム論	
		外国語教育コンテンツ論	

※ 募集人員の中には、社会人特別入試若干人、外国籍学生特別入試若干人及び内部進学者入試若干人を含みます。

※ 募集人員は、研究者養成型プログラム、キャリアアップ型プログラムを合わせた人数です。

2. 出願資格

① 一般入試

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 日本の大学を卒業した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
 - (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者又は平成 31 年 3 月 31 日までに学士の学位を授与される見込みの者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は平成 31 年 3 月 31 日までに学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
 - (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (10) 本研究科において、出願資格事前審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成 31 年 3 月 31 日までに 22 歳に達する者
- (注) 出願資格(6)により出願しようとする者は、平成 30 年 9 月末を目処に、事前に本研究科教務学生係までご相談ください。

② 社会人特別入試

入学の時点で、社会人としての経験を 3 年以上有し、次の各号のいずれかに該当する者。ただし、外国人留学生は除く。

- (1) 日本の大学を卒業した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者又は平成 31 年 3 月 31 日までに学士の学位を授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したものとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は

平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は平成 31 年 3 月 31 日までに学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
 - (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (10) 本研究科において、出願資格事前審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成 31 年 3 月 31 日までに 22 歳に達する者
- (注 1) なお、社会人特別入試への出願資格のある者でも、一般入試への出願は可能です。
- (注 2) 出願資格(6)により出願しようとする者は、平成 30 年 9 月末を目処に、事前に本研究科教務学生係までご相談ください。

③ 外国籍学生特別入試

「留学」の在留資格を取得して日本に入国した者又は入国しようとする者（但し、入学時までに「留学」の在留資格を取得見込みの者も含む。）で、高等学校に相当する 3 年間の全課程を外国において修了し、かつ次の各号のいずれかに該当する者。

なお、「永住者」「日本人の配偶者等」等の在留資格を取得している者であっても、日本での滞在歴が通算 3 年未満であり、高等学校に相当する 3 年間の全課程を外国において修了し、かつ次の各号のいずれかに該当する者については、出願を認めることがある。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (2) 日本の大学を卒業した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したものとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は平成 31 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は平成 31 年 3 月 31 日までに学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を

満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (7) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (8) 本研究科において、出願資格事前審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成 31 年 3 月 31 日までに 22 歳に達する者
- (注) 出願資格(5)により出願しようとする者は、平成 30 年 9 月末を目処に、事前に本研究科教務学生係までご相談ください。

(注意) **出願資格事前審査**について

申請期間：平成 30 年 8 月 27 日(月)から 8 月 31 日(金)まで

- ・上記一般入試の出願資格(10)、社会人特別入試の出願資格(10)、及び外国籍学生特別入試の出願資格(8)により出願しようとする者は、出願に先立って本研究科の出願資格事前審査を受けなければなりません。
- ・事前審査を受けようとする者は、次の書類等を申請期間に必着するように郵送（書留速達郵便）してください。
 - ① 出願資格事前審査願（入学願書を使用し、自書してください。）
 - ② 履歴書（入学願書を使用し、自書してください。）
 - ③ 最終学校長が作成した成績証明書・卒業証明書
 - ④ 大学を卒業した者と同等以上の学力があることを示す書面（内容・形式は自由）とそのことの裏付けとなりうる書面〔職歴・学習歴に関する証明書（コピー不可）、各種資格試験の合格通知書、著書、論文、特許、実用新案及び雑誌記事等（コピー可）〕
 - ⑤ 本研究科における研究計画書（本研究科所定の用紙）
 - ⑥ 審査結果通知用封筒（定形封筒に速達郵便用切手 362 円分を貼り付けたもの）
- ・審査のために提出された書類等は返却しません。
- ・本研究科においては、提出された書類に基づき、個人の学習歴や実務経験・国際的活動経験等の具体的な内容及び研究計画書等を総合的に勘案して、出願資格について審査を行います。審査の結果を通知するまで願書の送付及び検定料の払込みは行わないでください。
- ・審査の結果は、平成 30 年 9 月 21 日(金)までに本人あて通知します。

送付先

神戸大学大学院国際文化学研究科教務学生係

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 1 丁目 2-1

封筒の表に「神戸大学大学院国際文化学研究科博士課程前期課程事前審査書類在中」と朱書してください。

3. 出願期間

平成 30 年 10 月 11 日(木)から平成 30 年 10 月 17 日(水)午後 5 時までに必着するように郵送してください。

また、**必ず書留速達郵便にしてください。**

なお、受験票は、11 月初旬に送付します。

送付先及び学生募集に関する問い合わせ先

神戸大学大学院国際文化学研究科教務学生係

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 1 丁目 2-1 TEL 078-803-7530

(注) 必ず封筒の表に「神戸大学大学院国際文化学研究科博士課程前期課程〇〇専攻入学願書在中」と朱書してください。

4. 出願方法

出願者は、次の書類等を取りそろえ郵送してください。提出する証明書類はすべて原本とし、コピーは認めません。

なお、出願資格事前審査を願い出て許可になった者は、次の(1)、(2)、(8)の書類は提出しなくてもかまいません。

必須	提出書類等	摘 要
全員	(1)入学願書及び履歴書	(本研究科所定の用紙) *注1 日本語での記入を原則とします。日本語以外の言語での記入を希望する場合は、事前に国際文化学研究科教務学生係に問い合わせてください。
全員	(2)成績証明書及び卒業(見込)証明書	出願資格を証明する出身大学の学部長(又は学長)が作成し、厳封したもの。 (証明書に記載された氏名が卒業等の後、婚姻等により変更した場合は、それを証する公的機関の発行した証明書等を添付してください。その書類は確認後返却します。)
※	(3)CDGDC が認証した成績証明書及び学位取得証明書、及びその認定書	※中国の大学を卒業した者は、必ず提出してください。 締 切：出願期間末日まで 必要書類：『中国教育部学位与研究生教育发展中心(CDGDC)』が認証した学位取得証明書及び成績証明書、及びその認定書 重 要：出願期間末日の約1ヶ月前(9月20日頃)までにCDGDCへ発行申請を行ってください。 CDGDCは中国政府機関直轄の財団です。 必要書類はCDGDCから神戸大学大学院国際文化学研究科(登録コードW600505)へ認証書が直接届くことが必要です。 認証書は必ず「英文」で発行してもらうこと。なお、 <u>志願者本人が受取り、自身で本研究科に提出した証明書は、原則として無効です。</u> 手続きには、出願者本人が成績証明書等をCDGDCに送付し、所定の手数料を支払うことが必要です。手続きの詳細については、CDGDCのホームページ(http://www.cdgdc.edu.cn)で確認してください。 注1) <u>本研究科研究生として在籍している、又は在籍した場合、本研究科研究生の出願の際に上記の認証書を提出していれば、再度提出する必要はありません。</u> 注2) <u>出願時に中国の大学を卒業見込みの者については、大学の発行した卒業見込証明書、学位取得見込証明書、成績証明書を提出してください。さらに卒業後できるだけ早くCDGDCより本研究科に学位取得証明書と成績証明書の認証書が直接届くようにしてください。入学手続日までに認証書が届かなければ、合格を取り消す場合があります。</u>
※	(4)卒業証書の原本	※中国の大学を卒業した者は、必ず提出してください。 日本国内在住者：原本を本研究科教務学生係までご持参ください。 日本国外在住者又は日本国内の遠方者：本研究科教務学生係までご相談ください。

※	(5)学位記の原本 又は学位記授 与(見込)証明 書	<p>※<u>一般入試の出願資格(6), 社会人特別入試の出願資格(6), 及び外国籍学生特別入試の出願資格(5)</u>により出願しようとする者は、必ず提出してください。</p> <p>ただし、学位記又は学位記授与(見込)証明書で3年以上の在学期間が確認できない場合、在学期間証明書を別途提出してください。</p> <p>また、学位記の原本の場合は、本研究科教務学生係までご相談ください。</p>
全員	(6)受験票及び整理票	(本研究科所定の用紙)
全員	(7)写真	<p>3枚(上半身, 脱帽, 正面, 縦6cm・横4.5cm)</p> <p>出願前3か月以内に撮影したものを、入学願書, 受験票及び整理票の所定の欄にはってください。</p>
全員	(8)研究計画書	<p>1部(本研究科所定の形式)</p> <p>本研究科のホームページからダウンロードした研究計画書を使用して、A4版片面印刷で2枚分を使用して作成してください。</p> <p>日本語での記入を原則とします。日本語以外の言語での記入を希望する場合は、事前に国際文化科学研究科教務学生係に問い合わせてください。</p> <p>※ 研究計画書は、以下のURLからダウンロードできます。 http://web.cla.kobe-u.ac.jp/prospective-g</p>
全員	(9)検定料	<p>①検定料 30,000円</p> <p>②別途郵便局専用払込用紙(検定料用)を使用して郵便局(ATM不可)に払込み、振替払込受付証明書(郵便局の受付局日附印が必要)を入学願書表面の所定の欄にはり付けて提出してください。</p> <p>③出願時に国費外国人留学生である者のうち、平成31年4月1日以降において、引き続き、「国費外国人留学生奨学金の支給期間満了に伴う延長申請手続きが可能な資格を有する者」については、検定料は不要です。</p>
全員	(10)住所票	2枚(本研究科所定の用紙)
全員	(11)返信用封筒	受験票送付に使用します。(縦約23cm×横12cm定形封筒) 住所、氏名、郵便番号を記入し、郵便切手82円分を貼ってください。
※	(12)住民票の写し 又はこれに代 わる書類	<p>※<u>国内在住の外国籍の志願者のみ</u></p> <p>提出日前30日以内に作成されたものに限り、記載事項が省略されていないものを提出してください。</p> <p>出願時に国外に居住している者は、入学時に提出してください。</p>
※	(13)国費外国人留 学生証明書	<p>※<u>国費外国人留学生のみ</u></p> <p>在学する大学発行の国費外国人留学生である旨の証明書</p>
※	(14)国費外国人留 学生延長申請 資格証明書	<p>※<u>国費外国人留学生のみ</u></p> <p>在学する大学発行の、「国費外国人留学生奨学金の支給期間満了に伴う延長申請手続きが可能な資格を有する者」である旨の証明書</p>

*注1) 一般入試, 社会人特別入試志願者については、出願時に研究者養成型プログラム又はキャリアアップ型プログラムを選択します。外国籍学生特別入試志願者については、入学後に選択します。

5. 入試方法、試験期日及び試験場

(1) 筆記試験、口述試験、出身大学の成績証明書等を総合して選抜します。

(2) 試験期日

平成 30 年 11 月 17 日(土)・18 日(日)

ただし、出願状況によっては、11 月 17 日(土)の 1 日で実施する場合があります。実施日時については、受験票送付の際に通知します。

また、筆記試験の科目、口述試験については、9 ページ以下を参照してください。

(3) 試験場

神戸市灘区鶴甲 1 丁目 2-1

神戸大学大学院国際文化学研究科学舎

(市バス 16 系統又は 106 系統「神大国際文化学研究科前」下車)

6. 受験及び修学上特別な配慮を必要とする者の事前相談

申請期日：平成 30 年 8 月 31 日(金)まで

障がいのある者等のうち、受験上特別な配慮、修学上特別な配慮を必要とする可能性がある入学志願者については、原則として申請期日までに神戸大学大学院国際文化学研究科教務学生係に申し出て相談してください。

7. 合格者発表

平成 30 年 11 月 21 日(水) 午前 10 時 (予定)

神戸大学大学院国際文化学研究科事務室前掲示板

当日、合格者のみ郵便で発送し通知します。

なお、電話等による照会には一切応じません。

8. 入学手続

(1) 入学手続及び方法

入学手続関係書類は、平成 31 年 2 月上旬に送付します。入学手続日、提出書類、入学手続方法等の詳細については、入学関係書類送付の際にお知らせします。

受験票、入学関係書類を提出してください。また次の納付金を納入してください。

(2) 納付金

区 分	金 額	摘 要
入 学 料	282,000 円	1. 納付金額は平成 30 年度のものです。 2. 平成 31 年度入学者の納付金額については、決定次第、別途お知らせします。 3. 納付した入学料は、いかなる理由があっても返還できません。
授 業 料	前期分 267,900 円 年 額 535,800 円	

(注) 在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

(参考) 入学料免除、入学料徴収猶予及び授業料免除について

平成 30 年度の入学料免除、入学料徴収猶予及び授業料免除の内容は、次のとおりとなっています。

(1) 入学料免除について

次のいずれかに該当し、入学料の納付が困難な場合は、本人の申請に基づいて選考のうえ、入学料の全額又は半額が免除される制度があります。

- ① 入学前 1 年以内に、学資の負担者が死亡し、又は入学者本人もしくは学資の負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 入学者本人が学業優秀で、かつ、経済的理由により入学料の納付が困難な場合

(2) 入学料徴収猶予について

次のいずれかに該当し、納付期限までに入学料の納付が困難な場合は、本人の申請に基づいて選考のうえ、入学料の徴収を猶予される制度があります。

- ① 入学前1年以内に、学資の負担者が死亡し、又は入学者本人もしくは学資の負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 入学者本人が学業優秀で、かつ、経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難な場合

(3) 授業料免除について

次のいずれかに該当し、授業料の納付が困難な場合は、本人の申請に基づいて選考のうえ、授業料の全額又は半額が免除される制度があります。

- ① 入学前1年以内に、学資の負担者が死亡し、又は申請者本人もしくは学資の負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 申請者本人が学業優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難な場合

9. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本学が保有する個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」等に基づき厳密に取扱います。
- (2) 入学試験等に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選考（出願処理、入学試験）、合格者発表、入学手続業務及び今後の入試方法の検討資料の作成のために利用します。
- (3) 出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、入学者についてのみ、入学後の学生支援関係（健康管理、授業料免除及び奨学金申請等）、修学指導等の教育目的及び授業料等に関する業務並びにこれらに付随する業務を行うために利用します。
- (4) 一部の業務を本学より委託を受けた業者（以下「委託業者」という。）において行うことがあります。業務委託にあたっては、受託業者に対して、受託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部又は一部について守秘義務を遵守して提供します。

10. 長期履修学生制度

申請期日：平成31年2月15日(金)

この制度は、職業を有している等の事情により、2年間で修了に必要な単位を修得し修了することが困難な者が、入学時に計画的に2年を超えて単位を修得し修了することを申請し、大学がこれを認めた場合、2年間の授業料で2年を超えて在学できる制度です。

2年間の授業料の合計額を長期履修学生として認められた年数で除した額が年額授業料となります。ただし、在学中に授業料が改定された場合には、改定時から新授業料が適用されます。

職業を有している等の事情とは、次のいずれかに該当する者で、標準修業年限内の修学が困難なものです。

- (1) 職業を有し就業している者〔自営業及び臨時雇用(単発的なアルバイトを除く。)を含む。〕
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他研究科長が相当と認めた者

なお、職業を有している等の事情であっても一定の条件のもとに認められる制度ですので、申請希望者はあらかじめ担当係に相談してください。

11. 注意事項

- (1) 出願手続後は、出願書類の記載事項の変更は認めません。
- (2) 一度受理した出願書類の返却及び検定料の返還は認めません。
- (3) 記載事項に虚偽の記入をした場合は、入学後でも入学許可を取り消すことがあります。

12. 筆記試験・口述試験・試験時間等

(1) 筆記試験

筆記試験は、基礎科目及び専門科目について以下のとおり行います。

①基礎科目

- ・基礎科目は、外国語（英語，ドイツ語，フランス語，中国語，ロシア語，スペイン語，アラビア語），日本語，日本古典文，情報から1つを選択し受験します。コースごとに選択できる科目が決まっているので，詳細は以下の表を参照してください。
- ・基礎科目は，それぞれの領域での研究に必要と思われるレベルの問題を出題します。

A)一般入試及び社会人特別入試

- ・一般入試，社会人特別入試の出願者は，日本語は選択できません。
- ・外国語を選択する場合には，原則として母語である言語を選択することはできません。ただし，英語を母語とする者が外国語（英語）を選択する場合は，事前に国際文化研究科教務学生係に申し出てください。

B)外国籍学生特別入試

- ・外国籍学生特別入試の出願者は，日本語を選択してください。

②専門科目

- ・専門科目は，それぞれのコースの研究領域に関する論理的思考能力及びその展開力を測る問題を出題します。
- ・専門科目の解答に使用できる言語については，下表を参照してください。

◆表 筆記試験科目について

文化関連専攻

領域	コース	専門科目 ※上段は出題範囲， 下段は <u>解答に使用できる言語</u> を表す。	基礎科目 ※以下表中の科目から1科目を出願時に選択。（ <u>選択にあたって条件を付しているコースがあるので注意すること。</u> ）
地域文化系	日本学	日本の文化・社会に関する専門的な問題	○英語 ○日本古典文 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	
	アジア・太平洋文化論	アジア・太平洋地域の社会・文化・民族・歴史に関する専門的問題	○英語 ○中国語 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	
	ヨーロッパ・アメリカ文化論	ヨーロッパ・アメリカの社会・文化・歴史の専門的事項に関する問題	○英語 ○フランス語 ○ロシア語 ○スペイン語 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	

異文化コミュニケーション系	文化人類学	文化人類学の専門的な知識, 思考力を問う問題	○英語 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	
	比較文明・比較文化論	比較文明・比較文化論に関する専門的な問題	○英語 ○ドイツ語 ○フランス語 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	
	国際関係・比較政治論	国際関係論と比較政治学に関する専門的な問題	○英語 ○ドイツ語 ○フランス語 ○アラビア語 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	

グローバル文化専攻

領域	コース	専門科目 ※上段は出題範囲, 下段は解答に使用できる言語を表す。	基礎科目 ※以下表中の科目から1科目を出願時に選択。(選択にあたって条件を付しているコースがあるので注意すること。)
現代文化システム系	モダニティ論	近現代の社会・思想・文化全般に関する一般的な問題	○英語 ○ドイツ語 ○フランス語 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	
	先端社会論	現代社会論, ジェンダー論, 環境倫理, メディア・文化研究について, そのうちの一つ以上の領域に関する専門的知識と論述力を問う論述問題	○英語 ○ドイツ語 ○フランス語 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	
	芸術文化論	芸術文化論に関する専門的問題	○英語 ○ドイツ語 ○フランス語 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	

言語情報コミュニケーション系	言語コミュニケーション	日本語教育，意味論・語用論，第二言語習得論，翻訳理論，比較・対照言語学等の分野の中から出題	○英語 ○ドイツ語 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	
	感性コミュニケーション	感性コミュニケーションに関連して，コミュニケーション論，実験心理学，認知心理学，社会心理学，語用論，意味論，文法論，音声学等の領域から出題	○英語 ○ドイツ語 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	
	情報コミュニケーション	文化情報・社会科学・教育などにおけるコンピュータの利用に関する論述問題及び専門的知識を問う問題	○英語 ○情報 ○日本語(外国籍学生特別入試)
		日本語又は英語	
外国語教育系	外国語教育システム論	外国語教育又は言語文化に関する問題	○英語 ○ドイツ語 ○フランス語 ○中国語 ○日本語(外国籍学生特別入試) 上記のうち，母語以外で，かつ入学後の主たる研究対象とする言語から1科目を選択
		日本語での解答を義務づけていない設問については英語による解答を認める。	
	外国語教育コンテンツ論	外国語教育又は応用言語学に関する問題	○英語 ○中国語 ○日本語(外国籍学生特別入試) 上記のうち，母語以外で，かつ入学後の主たる研究対象とする言語から1科目を選択
		日本語での解答を義務づけていない設問については英語による解答を認める。	

(2) 筆記試験の外国語科目，日本語科目における辞書持込みについて

外国語科目試験，及び日本語科目試験において辞書1冊の持込みを認めます。ただし，電子辞書及び電子翻訳機の持込みは認めません。

(3) 口述試験

志望するコースでの入学後の研究等について，各自の研究計画書に基づいて行います。

(4) 試験時間等

- ・口述試験の集合時刻
筆記試験当日に口頭又は掲示をもって通知します。
- ・コースにより，1日目の筆記試験終了後，引き続き，同日中に口述試験を行う場合があります。
詳しくは，受験票送付時か試験当日に指示します。

期 日	試 験 区 分	試 験 時 間
平成 30 年 11 月 17 日 (土)	筆記試験 (基礎科目)	10:00~11:30
	筆記試験 (専門科目)	13:00~15:00
平成 30 年 11 月 18 日 (日)	口述試験	筆記試験当日に通知します。

13. 平成 31 年度の入試配点

区 分	一 般 入 試	社 会 人 特 別 入 試 外 国 籍 学 生 特 別 入 試
専 門 科 目	150	150
基 礎 科 目	150	100
口 述 試 験	100	150
合 計	400	400

14. 参考

(1) 志願者数等の状況

平成 30 年度の神戸大学大学院国際文化学研究科の文化関連専攻及びグローバル文化専攻の志願者数等の状況は次のとおりです。

平成 30 年度

専 攻	募集人員	志願者数	合格者数	入学者数
文化関連専攻	18	42 (※2 ◎23)	20 (※1 ◎ 10)	19 (※1 ◎ 10)
グローバル文化専攻	29	42 (※1 ◎25)	28 (※0 ◎16)	28 (※0 ◎16)
合 計	47	84 (※3 ◎48)	48 (※1 ◎26)	47 (※1 ◎26)

(備考) () 内の※印は社会人特別入試該当者, ◎は外国籍学生特別入試該当者の数を内数で示します。内部進学者選考試験該当者の数は除きます。

(2) 過去の試験問題の閲覧・複写について

・学外の希望者

本研究科教務学生係で閲覧及び複写することが可能です。

・本学の学生

神戸大学 総合・国際文化学図書館で閲覧及び複写することが可能です。

なお、以下のウェブ・サイト上においても、著作権に配慮したものを掲載しています。

<http://web.cla.kobe-u.ac.jp/prospective-g>

《 麻しん（はしか）、風しんの感染予防措置 》

麻しん、風しんのワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学では「麻しん風しん登録制度」を定め、入学後のキャンパス内での麻しん、風しんの流行を防止するため、全ての新生に次の①、②、③のいずれかを提出していただいています。

- ① 麻しんと風しんのワクチン接種を、満1歳以降にそれぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類
- ② 過去5年以内（平成26年4月以降）に麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて1回ずつ受けたことを証明する書類
- ③ 過去5年以内（平成26年4月以降）に受けた麻しんと風しんの抗体検査の結果が、「麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価（次頁の表を参照）を有していること」を証明する書類

- * ①、②のワクチンは、麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）等の混合ワクチンでもかまいません。
- * ①、②では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。医療機関等から発行される証明書その他、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで実施されたMRワクチンの第3期予防接種（中学校1年生に相当する年齢時）や第4期予防接種（高校3年生に相当する年齢時）に伴う「予防接種済証」でもかまいません。第3期・第4期予防接種の「予防接種済証」は①の1回分として使用できます。
- * 母子手帳も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば①、②の書類として使用できます。既往歴（かかったことがある旨の記載）のみで、診断根拠として確実な検査結果などが記載されていない場合は、③を提出するか、ワクチン接種を受けて①か②を提出してください。
- * ③では、次頁の血中抗体価の測定方法と測定値が記載され、測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要です。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、①か②を提出してください。
- * ①、②、③の書類の組み合わせ、例えば麻しんについては①、風しんについては③を提出してもかまいません。
- * 麻しん、風しんの血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。
- * 上記のいずれの書類も入学試験の合否判定に用いるものではありません。

提出期限：4月入学者は新生健康診断実施日、10月入学者は10月入学者健康診断実施日

提出先：保健管理センター

麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区 分	測定方法	判定基準	備 考
麻しん	IgG-EIA 法 PA 法 NT 法	8.0 以上の陽性 128 倍以上の陽性 4 倍以上の陽性	3 つの測定方法のうち、いずれかで陽性
風しん	HI 法 IgG-EIA 法	32 倍以上の陽性 8.0 以上の陽性	2 つの測定方法のうち、いずれかで陽性 (HI 法を推奨)

血中抗体価の測定は、この表の方法によってください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。

- * 医療機関を受診する際には、必要なワクチン接種や抗体検査を受けることができるか、予め確認してください。また、この学生募集要項を医師に提示するなどして必要な証明書を発行してもらってください。(特に、抗体検査を受ける場合は、測定方法と判定基準を確認していただいでください。)

この感染予防措置に関する問い合わせは

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245

神戸大学学務部学生支援課 TEL 078-803-5219